

# **沖縄におけるデジタル放送推進のための行動計画**

**2009年3月27日**

**沖縄地上デジタル放送普及推進会議**

## 目 次

はじめに	・・・1
第1部 総論	・・・2
1 全国行動計画	
2 相談・受信者支援体制の充実強化	
3 いわゆる「悪質商法」「詐欺」への対応	
第2部 各分野の取組	・・・3
1 中継局整備等の送信側対策	
2 地上デジタルテレビ放送受信機器の普及	
3 辺地共聴施設のデジタル化改修の促進	
4 受信障害対策共聴施設のデジタル化改修の促進	
5 集合住宅共聴施設のデジタル化改修の促進	
第3部 各主体が取り組むべき事項	・・・9
1 沖縄地上デジタル放送推進協議会	
2 放送事業者	
3 デジサポ沖縄	
4 地方公共団体	
5 有線テレビジョン放送事業者	
6 メーカー販社、販売店及び工事業者	
7 社会福祉関係団体	
8 不動産管理関係団体	
9 ホテル・旅館業関係団体	
10 沖縄総合通信事務所	

## はじめに

地上デジタル放送の推進のため、全国レベルでは、2002年7月に『デジタル放送推進のための行動計画』が策定されて以来、2008年12月の『デジタル放送推進のための行動計画(第9次)』(以下『全国行動計画』という。)まで、9次にわたり計画が策定されてきた。『全国行動計画』は、デジタル放送に関わるあらゆる関係者が一体となって、国をあげて取り組むべき課題である地上テレビ放送のデジタル化を強力に推進していくために組織された「地上デジタル推進全国会議」が策定する基本計画であり、関係者が共通の認識を持つとともに、各主体の役割を明確にし、それぞれが計画に従って主体的に努力することを目的として策定されたものである。

沖縄においては、2006年4月1日の地上デジタル放送開始に先立ち、同年2月24日に「沖縄地上デジタル放送普及推進会議」が設立され、地上デジタル放送の円滑な普及に向けた環境整備が行われてきた。2009年2月25日には先島地区の地上デジタル中継局29局が予備免許され、日本最西端の与那国島まで地上デジタル放送の試験電波の発射が始まっている。

このような状況から、今後は放送事業者による中継局整備から、受信機の普及や共同受信施設の改修など、より受信者に近い領域での普及推進活動が重要となってきた。『全国行動計画』の「はじめに」においても、アナログ放送が終了する2011年7月まで、残り1000日を切ったことを踏まえ、「全国一律・全居住形態一律・全世代一律の対応・対策から地域別・居住形態別・世代別の対応・対策が必要なフェーズになっていることを認識する」とされているところである。

このような認識の下、沖縄地上デジタル放送普及推進会議においては、『全国行動計画』だけでなく沖縄の実情を反映させたデジタル放送推進のため、沖縄の関係者がそれぞれ実施すべき事項とそのスケジュールを『沖縄におけるデジタル放送推進のための行動計画』としてとりまとめる。

## 第1部 総論

### 1 『全国行動計画』

地上デジタル推進全国会議は、2008年12月に『デジタル放送推進のための行動計画(第9次)』(以下『全国行動計画』という。)を策定した。同計画においては、全国の関係者がそれぞれ実施すべき事項とそのスケジュールを定めている。

沖縄地上デジタル放送普及推進会議は、これを踏まえ、特に沖縄の実情を反映させた「沖縄におけるデジタル放送推進のための行動計画」(以下「沖縄行動計画」という。)を取りまとめるものであり、沖縄行動計画に特に記載されていない事項については『全国行動計画』によるものとする。

### 2 相談・受信者支援体制の充実強化

地上デジタルテレビ放送の認知度の向上及び視聴エリアの拡大に伴い、地上デジタルテレビ放送に関する相談件数が飛躍的に増加するとともに相談内容の専門化が進んでいる。このような地域に密着した調査・相談対応・支援等を丁寧に行うために、2008年10月1日、「総務省九州・沖縄地域テレビ受信者支援センター」が福岡市に設置され、2009年2月2日にはこれを引き継ぐ形で総務省沖縄県テレビ受信者支援センター(愛称:デジサポ沖縄)が那覇市に設置されたところである。

今後、デジサポ沖縄を中心に、受信相談の丁寧な対応、地方公共団体や視聴者からの要望等を踏まえた説明会の実施や情報提供、共聴施設管理者等への働きかけ、受信状況の調査・把握などの取組を一層積極的に推進する。また、研修を受けた方々を「地上デジタルアドバイザー(仮称)」として委嘱し、デジサポ沖縄に戸別訪問等の依頼があった際に対応するなどのきめ細かな訪問対応を実施することとする。また、「総務省地デジコールセンター」とデジサポ沖縄との地デジ受信に関する地域情報の共有化を図る。

### 3 いわゆる「悪質商法」「詐欺」への対応

全国的な状況として、地上デジタルテレビ放送に関する誤った情報や、不十分な情報につけこんで関連商品・サービスを売りつけるいわゆる悪質商法や、さらには実際に工事等をせず現金を騙し取るといった詐欺による被害が発生している。

沖縄においても、地上デジタルテレビ放送の認知度の向上に伴い、こうした事案の発生が想定されることから、県民が地上デジタルテレビ放送に関する悪質商法・詐欺の被害にあわないよう、総務省、デジサポ沖縄、地方公共団体はじめ関係者において県民への正確な周知広報に努めるとともに、地方公共団体の消費者担当窓口等の通常の活動の中でも高齢者等に対して注意喚起を行う。

## 第2部 各分野の取組

### 1 中継局整備等の送信側対策

いわゆる「ハード・ソフト一致」の原則が採られている現行制度の下では、デジタル中継局の全国整備は、基本的にはデジタルテレビ放送局の免許主体である放送事業者の責務である。具体的には、アナログテレビ放送時に、放送事業者の送出する電波でカバーされていた視聴世帯については、デジタルテレビ放送局の免許主体である放送事業者の自助努力によって、アナログテレビ放送時の100%がカバーされるべきである。こうした責務や、視聴者に対する説明責任の観点から、放送事業者は、遅くとも2010年内には送信環境整備を完了することが物理的に可能であることを、早期に提示することが必要である。

このような観点から、全国地上デジタル放送推進協議会は、2005年12月に放送対象地域及び放送事業者毎に中継局名及び開局時期等を示した「中継局ロードマップ」(開局時期が未定のものも含まれていた)を策定・公表し、2008年3月の「中継局ロードマップ(第3版)」で全ての中継局の開局時期を明確にしたところである。

今後、放送事業者は、この中継局ロードマップを着実に実施するとともに、アナログテレビ放送時の放送エリアカバーの100%達成に向けて中継局のカバーエリア等の精査を行い、必要な見直しを、随時行う。

なお、アナログテレビ放送が受信できるもののデジタルテレビ放送の受信ができない、いわゆる「新たな難視」となる地区については、沖縄地上デジタル放送推進協議会において対策計画案を作成の上、沖縄総合通信事務所とともに関係市町村と調整の上、2009年8月を目途に公表する。この場合、対策実施が2011年4月以降となる地区に対しては、東京の放送を衛星経由で視聴していただく暫定的難視対策事業の対象とすることも検討する。

これとは別に、地上デジタルテレビ放送の置局方策が技術的見地から検討途上にある南北大東島地区での地上デジタルテレビ放送の実現については、沖縄県、南大東村、北大東村、沖縄総合通信事務所及び放送事業者等の関係者において、引き続き前向きな検討を進める。

### 2 地上デジタルテレビ放送受信機器の普及

#### (1) 普及状況の把握

地上デジタルテレビ放送受信機器の普及状況の把握について、総務省はこれまで全国規模の調査を行ってきたが、都道府県別集計はなされていなかった。

しかし、2011年の円滑なアナログテレビ放送終了という観点から、アナログテレビ放送終了に向けて重要な指標である世帯普及率について、2009年

3月からは、都道府県集計が可能となるような調査を始めている。

## (2) 普及目標

### ア 普及目標の対象

『全国行動計画』と同様、現在の地上アナログテレビ放送の視聴環境を維持する観点から、「家庭内で地上デジタルテレビ放送をアナログテレビ放送以上の画質や同等の機能で視聴するために用いられる機器」として、以下のような機器を普及目標の対象とする。

- ① 地上デジタルテレビ放送受信機能を持つテレビ受信機器
- ② アナログテレビ受信機器に接続する地上デジタルチューナー
- ③ アナログテレビ受信機器等に接続する地上デジタルテレビ放送受信機能を持つ録画機
- ④ ケーブルテレビ経由で地上デジタルテレビ放送を視聴できるセットトップボックス
- ⑤ 地上デジタルテレビ放送受信機能を持つパソコン など

### イ 普及方策の検討

2008年12月の『全国行動計画』策定以後も受信機器の低廉化等が進み、沖縄においてもデータ放送受信機能を省略した地上デジタルチューナーが、1万円を切る価格で販売されるようになった。

しかしながら、視聴者一人一人のデジタルテレビ放送に対する関心や、受信機器の機能に関する様々なニーズに対応する観点から、多様な形態と機能を有した受信機器の流通が進んできていることから、購入する方が受信機器の機能について十分な理解をした上で機器を選択・購入できるような取組が必要である。

併せて、現用のテレビがまだまだ使えるという受信者のニーズに応え、アナログテレビ受信機器をそのまま活用できる地上デジタルチューナーや地上デジタルテレビ放送受信機能を持つ録画機、ケーブルテレビ用セットトップボックス等の普及に取り組むことにより、アナログテレビ受信機器が2011年以降も使用できるようにし、その廃棄量の増加の抑制・廃棄時期の平準化等を推進することが重要である。そのために、これらの機器を購入すればアナログテレビ受信機器をそのまま活用可能であることを視聴者に周知する取組が必要である。

さらに、地上デジタルテレビ放送を視聴するためには、デジタルテレビ放送の受信機器の購入・設置のみで視聴可能な場合も多いが、後述する共

聴施設のほか個人宅等においても既存のアンテナの方向変更<sup>1</sup>やUHFアンテナの増設<sup>2</sup>、電波を強めるブースターの設置を必要とする場合があり、その情報を的確に提供していく必要がある。

なお、災害被災者を除くNHK受信料全額免除対象世帯(生活保護等の公的扶助受給世帯、市町村民税非課税の障害者世帯及び社会福祉施設入所者受給世帯)に対し、受信機器購入等に係る支援を行う予定としている。

#### ウ 設定する普及目標

世帯普及率の都道府県別集計が未だなされていないことから、ひとまず『全国行動計画』と同様、次の目標を掲げて普及に取り組むこととする。

##### i) 最終普及目標

- ・ 2011年4月までに、全世帯(52万世帯)<sup>3</sup>への普及(世帯普及率100%)

##### ii) 当面の普及目標

- ・ 2009年6月末時点において、67%(35万世帯)
- ・ 2009年9月末時点において、72%(37万世帯)
- ・ 2009年12月末時点において、77%(40万世帯)

なお、世帯普及率の都道府県別集計結果及び全体の世帯数の変動に伴い、当面の普及目標は変更することが考えられるが、それにより「最終普及目標」(世帯普及率100%)に変更はないことに留意が必要である。

### 3 辺地共聴施設のデジタル化改修の促進

#### ア 改修の促進方策

沖縄には、地形等の影響により放送局からの電波が直接受信できないた

---

<sup>1</sup> 首里、首里山川及び安謝の各アナログ中継局(いずれも那覇市)においては、対応するデジタル局が親局(豊見城市)又は宜野湾局(浦添市; 2009年中に開局予定)となるため、地上デジタル放送用のアンテナはこれらデジタル局の方向に向けて設置する必要がある。

<sup>2</sup> 沖縄本島においては、1995年の民放第3局の開局以来UHFアンテナの普及が進んでいるところであるが、いまだUHFアンテナを設置していない受信者も見受けられる。

<sup>3</sup> 平成17年国勢調査における沖縄県の世帯数は488,368世帯であるが、その後増加傾向が続いていることから、ここでは沖縄県企画部統計課の推計世帯数(平成21年2月1日現在519,290世帯)に基づき、概数として「52万世帯」を全世帯数として用いる。

め自主的に設置された辺地共聴施設(自主共聴)が25施設あり、これらのデジタル対応の現状及びデジタル化の計画は辺地共聴施設デジタル化ロードマップ<sup>4</sup>として取りまとめられている。ロードマップに計画が示されている施設については着実に計画を実施するとともに、「計画未定」となっている施設については、関係中継局の開局等に合わせ適時に計画を策定・実施する必要がある。

また、同様の目的で日本放送協会(NHK)が設置した辺地共聴施設(NHK共聴)については、地元共聴組合等関係者の協力を得つつ、NHKにおいて計画的に改修を進めていくこととしている。

#### イ 改修の目標

『全国行動計画』と同様、次の目標を掲げて改修に取り組むこととする。

##### i) 最終改修目標

・2011年3月までに、ほぼ全施設の改修を完了。

※ デジタル化改修が困難な共聴施設については、2011年3月以降も引き続き整備する。(ウ参照)

##### ii) 当面の改修目標

・ロードマップに計画が示されている施設について、着実に計画を実施する。

・ロードマップで計画未定とされている4施設のうち、2009年に開局する中継局の受信状況により廃止か改修かを判断する2施設については、2010年3月までに計画を策定する。

#### ウ デジタル化困難共聴施設への対応

受信点調査の結果、従来の受信点ではデジタルテレビ放送が受信できず、受信点の大幅な移設が必要と見込まれる施設については、沖縄地上デジタル放送推進協議会において対策計画案を作成し、沖縄総合通信事務所とともに地元市町村等関係者と調整の上、2009年8月を目途に公表する。

なお、整備が2011年4月以降となる共聴施設の加入者に対しては、東京の放送を衛星経由で視聴していただく暫定的難視対策事業の対象とすることも検討する。

#### 4 受信障害対策共聴施設のデジタル化改修の促進

<sup>4</sup> 地上デジタル推進全国会議のWebサイトで公表されている。  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/dtv/zenkoku/index.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/dtv/zenkoku/index.html)

## ア 改修の促進方策

建物等により受信障害が起きる地域において、その解消のため当該建物屋上等において受信した信号をケーブル等により配信する受信障害対策共聴施設の地上デジタル化対応については、原因者(多くの場合当該施設の管理者)とそれを利用する受信者との間での協議により、当事者間での応分の負担により改修を行うことが原則である。

しかしながら、受信障害共聴施設の改修に係る協議については、

- i) 受信者が共聴施設で受信しているとの認識がない、又は、管理者(原因者)が誰であるかもわからなくなっている。
- ii) 原因者・受信者において、当該共聴施設のデジタル改修を要することの認識がなく、協議も開始されていない。
- iii) 協議は開始されているが、初期段階で地上デジタルテレビ放送が直接受信できるか否かについて見解が分かれ、改修の必要性について共通認識に至っていない。
- iv) 改修の必要性について共通認識があるが、費用負担について合意に至っていない。

といった様々な段階で協議の進展が妨げられていると考えられる。

そこで、今後デジサポ沖縄、沖縄総合通信事務所、関係団体(ケーブルテレビ事業者、工事業者等)等において、説明会の開催や個別の働きかけを強化することにより、改修の促進を図る。

特に、沖縄においてはデジタル対応済みか否か把握できていない施設が168施設中約70%を占めるため、2009年夏までの間に集中的にこれらの把握を行い、今後の改修促進につなげていく。

## イ 改修の目標

『全国行動計画』と同様、次の目標を掲げて改修に取り組むこととする。

### i) 最終目標

- ・2011年7月までに、沖縄の全施設の対応完了(「対応」にはデジタル化改修のほか、当初からデジタル対応済みのもの、地上デジタルテレビ放送では障害が解消するため直接受信に移行して廃止するものを含む。)

### ii) 当面の目標

- ・2010年3月時点において、対応率50%

## 5 集合住宅共聴施設のデジタル化改修の促進

### ア 改修の促進方策

集合住宅において、1式のアンテナで受信した信号を各戸に分配して視聴するための共聴施設のデジタル化改修を促進するため、デジサポ沖縄、沖縄総合通信事務所が関係団体(工事業者、住宅管理者団体、賃貸住宅経営者の団体、等)の協力を得て、説明会の開催や個別の働きかけを強化することにより、改修の促進を図る。

特に、沖縄においてはデジタル対応済みか否か把握できていない施設が3階建て以上の集合住宅約 21,000 棟中約 85%、4階建て以上に限っても約 9,000 棟中 75%を占めるため、2009年夏までの間に集中的にこれらの把握を行い、今後の改修促進につなげていく。

### イ 改修の目標

『全国行動計画』と同様、次の目標を掲げて改修に取り組むこととする。

#### i)最終目標

・2011年7月までに、沖縄の全施設の対応完了(「対応」にはデジタル化改修のほか、当初からデジタル対応済みのもの、ケーブルテレビで受信するもの、室内・ベランダアンテナ等により各戸で対応することとしたものを含む。)

#### ii)当面の目標

・2010年3月時点において、対応率85%

### 第3部 各主体が取り組むべき事項

ここでは、沖縄地上デジタル放送普及推進会議の各参加者が、第2部までに記載した各種取り組みのうち主としてどれに対応すればよいのかをまとめる。

なお、ここに挙げた取り組みはあくまでも主なものであり、各参加者は、このほかにも第1部1で述べた『全国行動計画』をはじめ、2011年7月24日までに地上デジタル放送へ完全移行のため必要な取り組みを行うことに留意する。

#### 1 沖縄地上デジタル放送推進協議会

第2部「1 中継局整備等の送信側対策」のうち「新たな難視」の及び「3 辺地共聴施設のデジタル化改修の促進」のうち「ウ デジタル化困難共聴施設」について、対策計画の策定及び沖縄総合通信事務所とともに調整を行う。

#### 2 放送事業者

第2部「1 中継局整備等の送信側対策」の主体となって取り組む。

また、第1部3及び第2部1に関連して、自らの放送により視聴者へ地上デジタルテレビ放送の正確な周知広報を行う。

さらに、NHK 沖縄放送局においては、第2部「3 辺地共聴施設のデジタル化改修の促進」のうち、NHK 共聴について地元の協力を得つつ改修を進める。

#### 3 デジサポ沖縄

第1部「2 相談・受信者支援体制の充実強化」の中心となって活動するほか、第2部3～5の各種共聴施設の状況把握や説明会など個別の働き掛けを行う。

#### 4 地方公共団体

##### (1) 共通事項－公共施設のデジタル化と消費者対応

第2部2～5に関連して、地方公共団体が自ら設置する庁舎・学校等の施設のデジタル受信機器整備、自ら施設した受信障害対策共聴施設や公営住宅たる集合住宅のデジタル化対応等、公共施設のデジタル化対応を行う。

さらに、第1部「3いわゆる「悪質商法」「詐欺」への対応」に関連して、住民への地上デジタルテレビ放送の正確な周知広報に努めるとともに、消費者担当窓口等の通常の活動の中でも高齢者等に対して注意喚起を行う。

##### (2) 沖縄県

第2部「1 中継局整備等の送信側対策」のうち、南北大東島地区での地上デジタルテレビ放送の実現について、関係者とともに引き続き検討を進める。

(3) 市町村・事務組合等

第1部「2 相談・受信者支援体制の充実強化」に関連してデジサポ沖縄が行う説明会の周知広報等に協力する。

また、第2部1及び3のうち、アナログテレビ放送時に自ら整備した中継局及び自主辺地共聴施設の改修について、必要な対応を行う。

5 有線テレビジョン放送事業者

第2部「2 地上デジタルテレビ放送受信機器の普及」に関連して、地上デジタル放送のみを提供するサービスを低廉な価格で提供することに努める。

また、第2部4及び5の各種共聴施設の状況把握に協力する。

6 メーカー販売、販売店及び工事業者

第3部「2 地上デジタルテレビ放送受信機器の普及」に関連して、受信機器の円滑な流通や必要な工事等を実施し、地上デジタルテレビ放送の普及促進に努める。

また、第2部3～5の各種共聴施設の状況把握に協力するとともに、必要に応じ改修工事等を行う。

7 社会福祉関係団体

第1部2及び3並びに第2部2イのNHK受信料全額免除対象世帯への受信機器購入等に係る支援に関連して、高齢者、障害者等への地上デジタルテレビ放送の正確な周知広報に協力する。

8 不動産管理関係団体

第2部「5 集合住宅共聴施設のデジタル化改修の促進」に関連して、デジサポ沖縄や沖縄総合通信事務所が行う集合住宅共聴施設のデジタル化把握や改修の促進に協力する。

9 ホテル・旅館業関係団体

ホテル・旅館等に対し、地上デジタル放送の正確な周知広報に努め、地上デジタル放送の普及促進に協力する。

10 沖縄総合通信事務所

放送主管庁の沖縄の地方支分部局として、計画全般について統括・調整しつつ自ら取り組む。

各主体が取り組むべき事項

取組主体	第1部 総論			第2部 各分野の取り組み					
	1 全国行動計画	2 相談・受信者支援体制の充実強化	3 いわゆる「悪質商法」「詐欺」への対応	1 中継局整備等の送信側対策	2 地上デジタルテレビ放送受信機器の普及	3 辺地共聴施設のデジタル化改修の促進	4 受信障害対策共聴施設のデジタル化改修の促進	5 集合住宅共聴施設のデジタル化改修の促進	
1 沖縄地上デジタル放送推進協議会	各主体に該当する部分について取り組む			「新たな難視」の対策計画策定及び沖縄総合通信事務所とともに調整		「デジタル化困難共聴施設」の対策計画策定及び沖縄総合通信事務所とともに調整			
2 放送事業者			視聴者への地上デジタル放送の正確な周知広報	主体となって取り組む	視聴者への地上デジタル放送の正確な周知広報	【NHKのみ】NHK共聴について、地元の協力を得つつ計画的に改修			
3 デジサポ沖縄		中心になって活動					各種共聴施設の状況把握及び説明会等の個別の働き掛け		
4 地方公共団体			住民への地上デジタル放送の正確な周知広報、消費者担当窓口等の通常の活動の中でも高齢者等に対して注意喚起			公共施設・公営住宅等、自らの施設に対する受信機器整備・デジタル化改修等			

	沖縄県			南北大東島地区での地上デジタル放送実現に向けた検討				
	市町村・事務組合等		デジサポ沖縄の行う説明会等に協力	アナログ放送時に整備した中継局の改修について、必要な対応		アナログ放送時に整備した自主辺地共聴施設の改修について、必要な対応		
5	有線テレビジョン放送事業者	各主体に該当する部分について取り組む		(沖縄の全事業者において地デジ再送信開始済み)	地上デジタル放送のみを提供する低廉なサービスの導入	(沖縄の事業者の業務区域に自主辺地共聴施設なし)	各種共聴施設の状況把握に協力	
6	メーカー販売、販売店及び工事業者				受信機器の円滑な流通や必要な工事等を実施	各種共聴施設の状況把握に協力するとともに、必要に応じ改修工事等を実施		
7	社会福祉関係団体		高齢者、障害者等への地上デジタル放送の正確な周知広報		受信機器購入等支援に係る周知広報			
8	不動産管理関係団体							デジサポ沖縄や沖縄総合通信事務所が行う集合住宅共聴施設のデジタル化把握や改修の促進に協力

9 ホテル旅館等関係 団体	各主体に該 当する部分に ついて取りく む				ホテル・旅館等 に対し、地上デ ジタル放送の正 確な周知広報			
10 沖縄総合通信事 務所		計画全体について統括・調整しつつ自ら取り組む						